

県職員の懲戒処分について

和歌山県において、本日付けで下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

1 処分及び被処分者

停職 1 か月 東牟婁振興局地域づくり部 主査 男性職員 39 歳

2 被処分者が行った非違行為の概要

令和7年6月24日夜、仕事関係の懇親会に参加するため、会場の飲食店に赴き、当該飲食店で開催された一次会においてビール（中ジョッキ4杯）を飲んだ後、15分ほど徒歩で自転車を押して別の飲食店に赴き、当該飲食店で開催された二次会において焼酎（水割りグラス2杯）を飲んだ。翌25日午前0時頃、二次会の会場である飲食店から自宅に向けて、約200メートルの距離を自転車を押して歩いた後、自転車に乗り約400メートルの距離を運転したところ、警察車両に呼び止められた。その後、アルコール呼気検査が実施され、酒気帯び運転罪による刑事罰の適用基準値（呼気1リットルにつき0.15ミリグラム）を超えるアルコール分（同0.20ミリグラム）が検出されたことから、同罪で検挙され、罰金10万円の刑に処せられた。

（連絡先）

総務部 総務管理局 考査課

担 当：額田、阪口

電 話：073-441-2135

内 線：2117、2135